

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

お知らせ

子ども医療費助成の拡大について

8月1日から医療費助成の対象を拡大します。

小学校入学から18歳まで(誕生日以後の最初の3月31日まで)については、子どもの保護者(生計を維持する程度の高い方)の市民税所得割額が5万円以下の方が対象でしたが、小学校3年生まで(3月31日まで)は所得制限なく受給できるようになりました。

申請方法

小学校1年生から3年生までの方で、現在受給者証をお持ちでない方は、申請が必要になります。申請がまだお済みでない場合は、お子さんの保険証・印鑑(朱肉を使うもの)を持ってお早目に手続きをしてください。

問合せ

保険年金課医療・年金G
内線21233・2124

児童扶養手当等、現況届を忘れずに

児童扶養手当・遺児手当(県・市)・特別児童扶養手当の認定を受けている方は、現況届を提出してください。

この届けは、8月からの手当の支給を決める大切なものです。

現在、支給停止中の方も届けが必要です。また、児童扶養手当受給開始後5年経過された方(対象者には通知してあります。)は、「一部支給停止適用除外事由届出書」の提出もお願いします。

受付期間を過ぎますと、12月の支給が受けられない場合があります。

受付期間

児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当を受けている方
8月1日(金)～29日(金)

特別児童扶養手当を受けている方
8月11日(月)～9月10日(水)

受付場所 児童課(市役所2階)または、市役所4階中会議室(8月1日(金)～29日(金))

問合せ

児童課児童・保育G
内線22233・2224

9月1日(月)は「防災の日」

8月30日(土)～9月5日(金)は「防災週間」

「防災の日」は、大正12年に関東大震災の起きた日です。「防災週間」は、台風、地震などの災害についての知識を身につけ、備えをしてもらうために定められています。

災害から身を守るためには、個人や

家庭、事業所による「自助」、町内会や自主防災会などによる「共助」の取り組みが重要です。まずは「自分の身は自分で守る」「近くの人同士お互い助け合う」ことが必要です。

身近な対策の例

・建物の耐震診断と必要な補強を行ない、家具等の向き、工夫や、固定をしましょう。

・災害伝言ダイヤル(177)を活用するなど、家族の安否の確認方法を話し合ひましょう。

・家庭に飲食料など一週間分以上の備蓄をしましょう。

・簡易トイレ、カセットこんろ、携帯電話の電池式充電器なども備えておきましょう。

・防災訓練などに積極的に参加し、いざというときに備えましょう。

避難所・避難場所

①避難所・避難場所は8小学校を先行して開設します。

②自主的に避難される場合は、食料・飲料水・防寒具等を各自で持参してください。

③避難所・避難場所マップやハザードマップは、いつでも目につく場所に保管し、災害にあった場合の対応について家族で話し合ひましょう。



※避難所一覧、非常持ち出し品チェックリスト、家具転倒防止の方法など、市のホームページ(安全・安心・心ふれあいバス)↓防災ををご覧ください。

問合せ 地域安全課防災G内線23222

民間金融機関「一斉防災訓練」

市内の銀行、信用金庫、農協などのすべての民間金融機関(郵便局など一部を除く)では、東海地震の警戒宣言発令時を想定し、9月1日(月)に、原則、午前10時30分から5分程度店舗の主要シャッターの一部を閉鎖するなどの「一斉防災訓練」を実施します。

なお、詳しいことは、金融機関にお尋ねください。

問合せ 一般社団法人 名古屋銀行協会
☎052-231-7851

サイレン吹鳴のお知らせ

市では、防災の日、防災訓練の一つとして愛知県が行う「あいちシエイクアウト訓練」に連携して、サイレン吹鳴を次のとおり実施します。

日時 9月1日(月) 正午

吹鳴場所 市消防本部

市消防団(各分団車庫)

吹鳴方法 サイレン45秒

問合せ 地域安全課防災G

内線23222



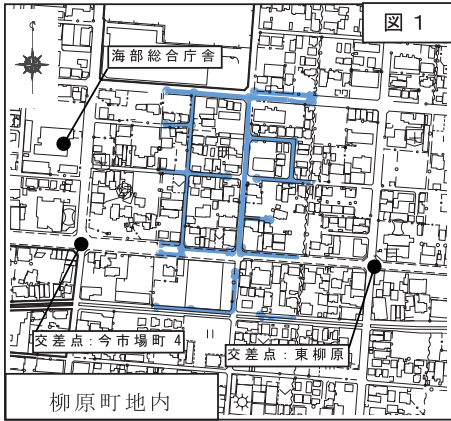
選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会では、年に4回、選挙人名簿に登録される資格のある方を調査し、登録しています。今回9月2日に新たに登録される方は、満20歳以上の方(平成6年9月2日以前の出生者)で、市の住民基本台帳に引き続き3カ月以上登録されている方(平成26年6月1日以前に転入届をされた方)です。今回の登録に関し、次のとおり選挙人名簿を縦覧できます。

下水道工事のお知らせ

柳原町地内外の箇所において下水道管渠新設工事を実施します。また一部の箇所において、工事に伴う上水道及びガス管の移転工事も同時に実施します。

工事期間中は事故防止を図るため、道路の片側交互通行等の交通規制を



縦覧期間 9月3日(水)～7日(日)午前8時30分～午後5時

問合せ 選挙管理委員会(市役所3階総務課庶務G)内線23551

平成26年全国消費実態調査にご協力ください

総務省統計局は、平成26年9月から11月までの3カ月間にわたり、平成26年全国消費実態調査を行います。

この調査は、統計的な方法に基づいて選定された世帯において、主に家計簿

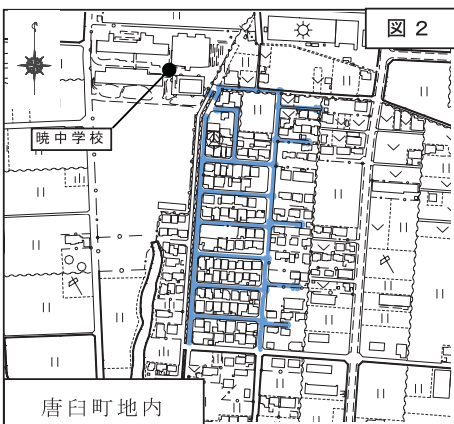
を行います。なお、規制期間については、現地案内看板等でお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事箇所 柳原町地内(図1)、唐臼町地内(図2)

工事期間 平成27年3月13日(金)まで

問合せ 下水道課下水道G

内線2426・2428



をつけていただく調査です。家計の実態を、所得、消費、資産の3つの側面から総合的に把握するもので、結果は、国や地方公共団体が行う各種経済・社会政策の重要な基礎資料として利用されます。

調査員が、調査対象となったお宅に伺い、調査票を配布しますので、ご協力をお願いします。回答方法は、調査員へ直接調査票を提出する方法のほか、オンラインによる回答が可能です。

なお、記入内容は、統計法に基づき秘密が厳守されます。

問合せ 企画政策課行政経営G

内線23322



個人事業税第1期分の納期限は9月1日(月)です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、最寄りの銀行、農協、ゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行代理店の郵便局を含みます。)などの金融機関もしくはコンビニエンスストア(納付金額が30万円以下のものに限ります。)または県税事務所で納付してください。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合せ <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

西尾張県税事務所

☎0586-45-3169

新しい農業委員会委員が決まりました

農業委員会の新委員が次のとおり決定しました。(敬称略) 各委員の任期は、平成26年7月20日から平成29年7月19日までです。

公選による委員

加藤 昭(河原町)

水谷鉄春(立込町)

梶村俊幸(牛田町)

伊藤三男(神守町)

市野一雄(鹿伏免町)

宇佐美幸正(唐臼町)

横井長明(愛宕町)

浅野 健(百島町)

加藤雄二(青塚町)

杉山容章(中色町)

宇藤久子(我原町)

沖 英男(宇治町)

猪飼一範(高台寺町)

杉浦昌子(新開町)

黒田 基(下新田町)

栗山 清(百町)

石原慶一(大木町)

農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区推薦委員

山田基司(唐臼町)

松永和昭(蛭間町)

平野利彰(中地町)

市議会推薦委員

垣見信夫(新開町)

日比野郁郎(新開町)

石原俊子(大木町)

国民健康保険からのお知らせ

被保険者証の更新について

国民健康保険被保険者証は、2年ごとに更新されます。現在お使いの保険証の有効期限は8月31日です。新しい保険証は簡易書留郵便で今月中に届くように発送します。(ただし、短期証の方は保険年金課の窓口で交付となります。)

保険証が届いたら、住所・氏名など確認してください。記載事項に変更があれば早急に手続きをしてください。

高額療養費について

高額療養費は、同じ月内に、医療機関に支払った自己負担金のうち、自己負担限度額(表参照)を超えた額が払い戻される制度です。該当する方には、個別に通知します。通知を受け取られた方は、窓口で申請手続きをしてください。

持ち物 保険証、印鑑、領収証、世帯主の口座が分かるもの

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について

70歳未満の方または70歳以上の住民税非課税世帯の方が、高額な診療を受けた場合に、「限度額適用認定証」を提示すれば、同じ医療機関での医療費(食事代、特別室代などを除く)の支払いが自己負担限度額(表参照)までとなりません。

また、住民税非課税世帯の方には入院中の食事負担額が減額される制度があります。(表参照)

この制度を利用される方は、事前に申請をしてください。

なお、国民健康保険税を滞納している世帯の方は、ご利用できない場合があります。

持ち物 保険証、印鑑

窓口一部負担金減免制度について

失業等により収入が著しく減少し、資産や融資の活用をしたにもかかわらず、一時的に医療機関などへの一部負担金(医療費)の支払いが困難なときに、減免(減額、免除及び支払猶予)する制度を設けています。

申請には、収入や資産に関する証明書や申告書類の他、医師の意見書等が必要になります。

申請期限 減免の対象となる事由の発生した日から6カ月以内
適用期間 申請日から6カ月を経過した月の末日まで

出産育児一時金について

加入者が出産したとき、出産育児一時金として出生児一人につき42万円(産科医療補償制度未加入の医療機関で出産した場合は39万円)を支給します。*妊娠12週(85日)以上であれば、死産や流産でも支給されます。

出産育児一時金直接支払制度とは

出産育児一時金の額を上限として、市国保から医療機関へ直接出産費用を支払う制度です。出産費用が支給額を超えた場合のみ、その差額を医療機関の窓口でお支払いいただくことになり

ます。出産費用が、出産育児一時金の支給範囲内の場合、後日、市に差額分の請求をしていただくこととなります。出産を予定している医療機関にご相談ください。

70歳未満の国民健康保険加入者の高額療養費自己負担限度額と入院時の食事標準負担額

所得区分	自己負担限度額(診療月単位)	入院時の食事標準負担額(1食当たり)
上位所得者(基礎控除後所得の合計が600万円超の世帯及び未申告世帯)	150,000円+(実際の医療費-500,000円)×1% (過去12カ月以内で4回目以降は83,400円)	260円
一般	80,100円+(実際の医療費-267,000円)×1% (過去12カ月以内で4回目以降は44,400円)	260円
住民税非課税世帯	35,400円 (過去12カ月以内で4回目以降は24,600円)	210円(過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、160円)

注 医療機関ごとの窓口負担額(院外処方による調剤薬局分を含む)が21,000円を超えると高額療養費の自己負担限度額に合算できます。ただし、同じ医療機関でも外来、入院、歯科は別計算になります。

70歳以上の国民健康保険加入者の高額療養費自己負担限度額と入院時の食事標準負担額

所得区分	自己負担限度額(診療月単位)		入院時の食事標準負担額(1食当たり)
	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)	
一定以上所得者(住民税課税所得が145万円以上など)*	44,400円	80,100円+(実際の医療費-267,000円)×1% (過去12カ月以内で4回目以降は44,400円)	260円
一般*	12,000円	44,400円	260円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	210円(過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、160円)
	低所得Ⅰ(年金収入が80万円以下など)	8,000円	100円

*一定以上所得のある方及び一般の方は、保険証と国民健康保険高齢受給者証で同じ医療機関での窓口負担額が自己負担限度額までとなります。

平成26年度国民健康保険税の賦課
限度額の変更について

地方税法施行令の改正により、国民健康保険税賦課限度額が次のとおり変更となりました。

問合 保険年金課国民健康保険G

内線2125129

	改正前	改正後
医療分	51万円	51万円
後期高齢者支援金分	14万円	16万円
介護分	12万円	14万円
合計	77万円	81万円

介護保険料の納付について

介護保険料は前年の所得を基に算定しています。

このたび、平成26年度の保険料額が確定したため、該当の方に8月1日付で「納入通知書(保険料額決定通知書)」をお送りします。

納付方法は、次のとおりです。

年間を通して普通徴収の方

8月から、今回確定した保険料での納付が始まります。

対象

- ・年金額が年額18万円未満の方や受給年金が老齢福祉年金の方
- ・年度途中(平成26年4月2日以降)に65歳になられた方や転入された方

年間を通して特別徴収の方

10月から、今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

対象

既に年金から保険料を天引きさせていただいている方

現在普通徴収で、8月から特別徴収となる方

8月は仮の保険料で、10月からは今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

対象

平成25年12月2日から平成26年2月1日までに65歳になられた方、または、同期間に転入し資格を取得された方で、年額18万円以上の年金を受給されている方

現在普通徴収で、10月から特別徴収となる方

8月・9月は今回確定した保険料を普通徴収で納付、10月からは年金天引きが始まります。

対象

平成26年4月1日現在で、年金受給額が年額18万円以上の65歳以上の方で、8月までに年金天引きが始

まっていない方

普通徴収：納付書または口座振替での納付方法

特別徴収：年金天引きによる納付方法

※天引き対象年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

口座振替のご利用を

普通徴収の方は、口座振替を利用されると便利です。

持ち物

- ・市指定金融機関で手続きする場合
- ・介護保険料の納付書、通帳、通帳印
- ・市役所で手続きする場合
- ・介護保険料の納付書、通帳、通帳印、または、キャッシュカード

※市役所高齢介護課窓口では、キャッシュカードだけで、口座振替が簡単に登録できるマルチペイメントシステムをご利用いただけます。

介護保険料を納めないこと

介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。介護保険料を納めないでいると、サービスを利用する際に、制約を受けたり、利用者負担が重くなる場合があります。

◆保険料を1年以上滞納した場合

市は、居宅サービス事業者や介護保険施設等への代理受領(事業者や施設が9割分を立て替えること)による保険給付の支払いを行わず、償還払い(利

用料全額を本人が支払い、後から9割分を返還すること)に支払方法が変わります。

◆保険料を1年6カ月以上滞納した場合

償還払いの保険給付の支払いの全部または一部を一時差し止めます。それでも保険料を納付されない場合は、差し止められている保険給付額から滞納保険料を控除します。

◆保険料を2年以上滞納した場合

滞納期間に応じて、給付割合が9割から7割に引き下げられます。つまり、利用者の負担が1割から3割になります。また、1カ月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えた場合に超過分が払い戻される高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

誰もが安心してサービスを受けられるよう、保険料の納付にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

問合 高齢介護課介護保険G

内線214112143

